

(会告)

## 認定超音波検査士資格更新に係る変更について

2019年3月

公益社団法人日本超音波医学会  
会員 各位

公益社団法人日本超音波医学会  
理事長 工藤 正俊  
認定超音波検査士制度委員会  
委員長 森 秀明

公益社団法人日本超音波医学会では、公益社団法人日本超音波医学会認定超音波検査士（以下「検査士」という）資格更新において検査士資格更新時に必要な単位及び更新条件等について、検査士の資質向上を目的に更新に必要な単位を25単位から50単位に引き上げるとともに、学術集会等の出席を義務付けることとしました。変更内容は下記をご参照ください。2019年4月1日以降更新認定あるいは新規認定を受ける方から適用となります。

これまで関連学会や研究会での更新単位を認めており、参加機会も拡充しており、また、学術集会においてUltrasonic Weekとして単位が取得しやすくなっております。

この他に、必修とする講習を導入することとなりましたので、各自更新時期を確認の上、受講してください。

また、公益社団法人日本超音波医学会認定超音波指導検査士（以下「指導検査士」という）については資格更新に必要な単位数の変更はありませんが、下記の変更要件と適用時期については、検査士に準じるものとします。

本会では今後検査士及び指導検査士の方が研修を積む機会を検討しておりますので、是非ご参加ください。

項目	変更事項	旧	新	適用について
1	更新時の必要単位数	25 単位	50 単位	2019年4月1日以降に認定される者に適用する。
2	単位	学術集会出席 15 単位 地方会学術集会出席 5 単位 超音波診断講習会出席 5 単位	学術集会出席 20 単位 地方会学術集会出席 10 単位 超音波診断講習会出席 10 単位	
3	更新条件	特になし	日本超音波医学会学術集会あるいは同地方会学術集会に参加することで得た単位が含まれていなければならない。	
4	必修講習の受講		必修講習受講 必須 (更新単位にはなりません。)	2022年4月1日以降に認定される者より適用する。

### 【検査士】

- ・25単位から50単位への変更あり。
- ・第30回検査士資格更新（2015年4月1日認定者）から第33回資格更新（2018年4月1日認定者）までは25単位以上で更新できる。
- ・必修講習は2017年4月1日以降に認定された者は次回更新時まで受講を要する。

### 【指導検査士】

- ・100単位に変更なし。
- ・第3回更新（2015年4月1日認定者）から第6回更新（2018年4月1日認定者）までは変更前の更新要件で更新できる。
- ・必修講習は2017年4月1日以降に認定された者は次回更新時まで受講を要する。

※猶予申請及び保留申請については、次頁を参照ください。

## 【検査士・指導検査士共通】

### ①猶予申請について

- ・検査士第30回更新から第33回更新、指導検査士第3回更新から第6回更新における猶予申請者が猶予期間内の1年間に取得した単位はすべて変更前の単位での計算となります。
- ・従来発行していた「余剰単位証明書」は廃止となります。猶予期間中の取得単位は次回更新時に利用できません。
- ・猶予申請者の更新後の認定期間は認定日から5年間となります。

#### ※猶予について

- ・更新申請期限内に規定の研修・業績単位数に達しないことが見込まれる場合、1年間を限度として資格更新猶予期間が与えられます。猶予手数料は5,000円で、取得しているすべての領域が対象です。
- ・更新猶予期間は1年間限りで、この期間に必要な単位を取得できない場合は、資格喪失となります。
- ・猶予申請が認められた者には「猶予通知」を発行します。
- ・指定期間内に不足の点数を取得し、次年度の申請書類提出期間内に所定の手続きが必要です。

### ②保留申請について

- ・現在保留している方あるいはこれから保留申請をされる方は変更前の単位が適用となります。
- ・保留期間終了後、次の更新までの期間（合計で5年間）に取得された単位は変更前の単位となります。
- ・保留期間終了後の更新手続き後からは、新しい更新要件が適用となります。

#### ※保留について

海外留学、病気療養、育児・介護など特別な事情により、検査士資格を一時的に停止したい場合の制度です。所属されている会（本会または一般社団法人日本超音波検査学会）の休会申請が認められていることが条件となります。両会に所属している方は、両会の手続きが必要です。